

報道関係者 各位

令和元年12月12日  
宮城労働局労働基準部賃金室  
賃金室長 下山 晴朗  
地方賃金指導官 金子 貴範  
電話 022 (299) 8841

## 令和元年度宮城県特定最低賃金の改正について ～3業種とも12月15日統一発効～

宮城労働局長（代田 <sup>しろた</sup> 雅彦）は、宮城地方最低賃金審議会（会長 <sup>あかいし</sup> 赤石 <sup>まさひで</sup> 雅英 公認会計士）から宮城県特定最低賃金の改正について答申されたことを受けて、改正を正式に決定（公示）したところです。

同最低賃金は下記3業種で働く労働者に対して適用されるもので、11月7日までに官報公示され、**3業種とも20円を超える引上げ**となり、**12月15日に統一発効**となります。

なお、宮城県内で働くすべての労働者に適用される宮城県最低賃金については、本年10月1日から時間額**824円**の適用がなされています。

### 1 宮城県鉄鋼業最低賃金

時間額 **923円**（898円から**25円**引上げ）  
答申日 令和元年10月8日

### 2 宮城県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

時間額 **862円**（841円から**21円**引上げ）  
答申日 令和元年10月2日

### 3 宮城県自動車小売業最低賃金

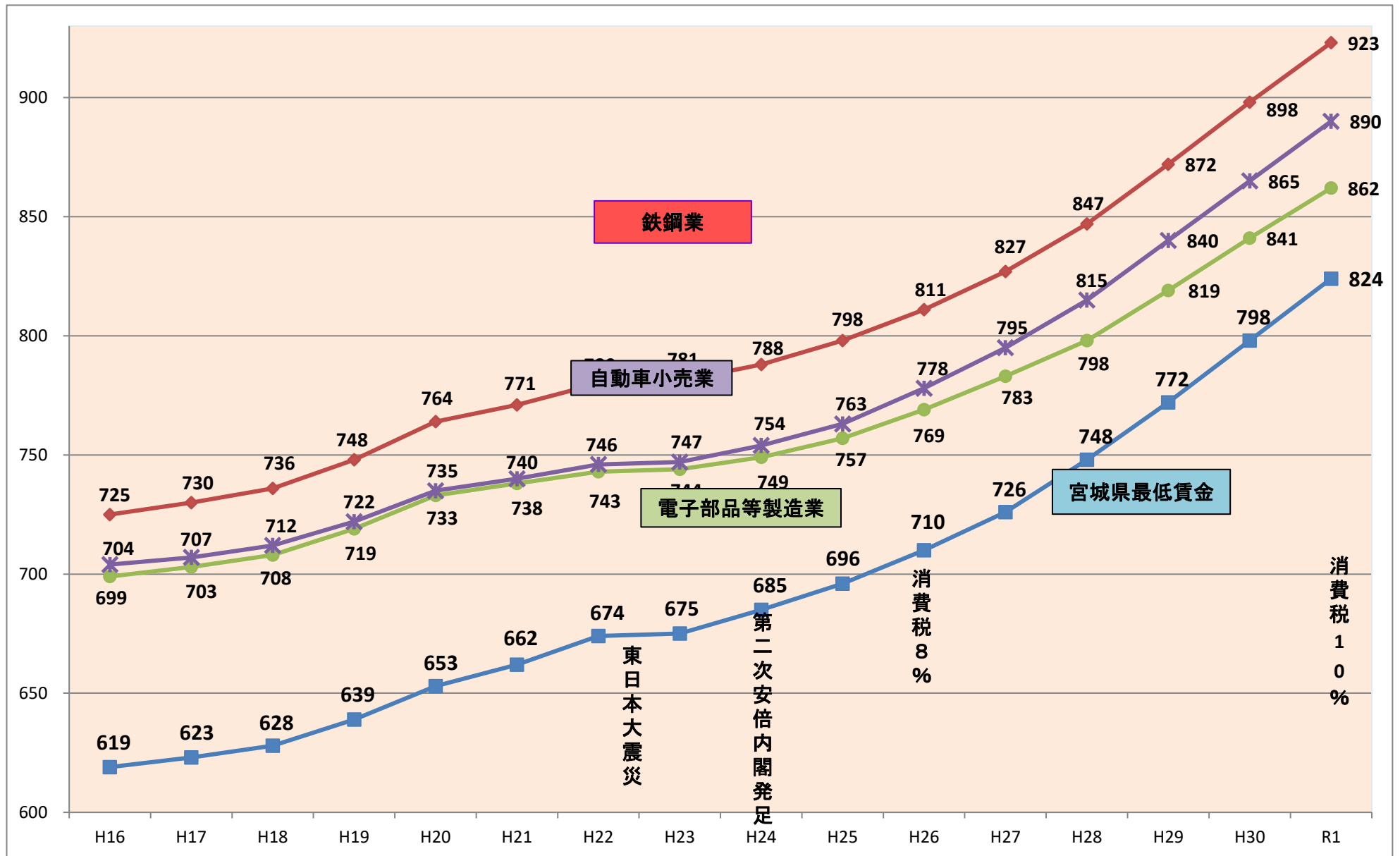
時間額 **890円**（865円から**25円**引上げ）  
答申日 令和元年10月9日

《参考資料》

- 宮城県の最低賃金額の推移（グラフ）
- 宮城県の最低賃金引上げ率の推移（グラフ）

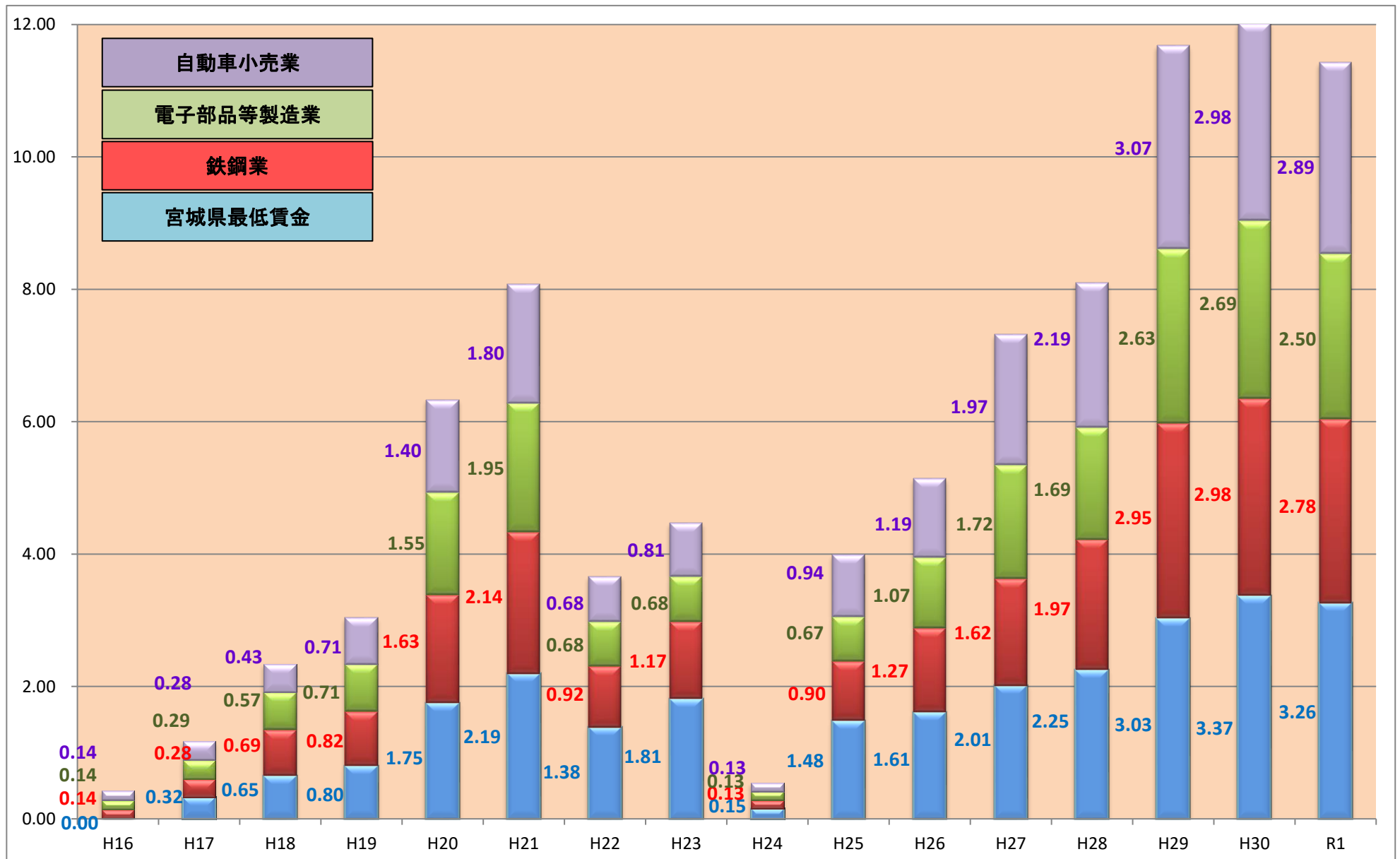
# 《宮城県の最低賃金額の推移》

単位:円/時間



# 《宮城県の最低賃金引上げ率の推移》

単位：%



# 宮城県の最低賃金

最低賃金が、ことしも変わります。



写真提供: 宮城県観光課



仙台・宮城観光  
PRキャラクター  
むすび丸

	適用される最低賃金	時間額	効力発生日
	<b>宮城県最低賃金</b>	<b>824円</b>	令和元年 10月1日
特定最低賃金	鉄鋼業	<b>923円</b>	令和元年 12月15日
	電子部品・デバイス・電子回路、 電気機械器具、情報通信機械器具製造業	<b>862円</b>	
	自動車小売業	<b>890円</b>	

お問い合わせ先

宮城労働局賃金室(Tel.022-299-8841)、または最寄りの労働基準監督署

## 生産性を向上し賃金を改善するための助成金

### 業務改善助成金

生産性向上のための設備投資などを行って、事業場内の最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などの費用の一部を助成する制度です。

お問合せ先

宮城労働局雇用環境・均等室  
Tel 022-299-8834

### キャリアアップ助成金

有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成します。

お問合せ先

宮城労働局訓練室  
Tel 022-205-9855

### 人材確保等支援助成金

(人事評価改善等助成コース)

事業主が、生産性向上のための人事評価制度と賃金制度を通じて、生産性の向上、賃金アップ及び離職率の低下を図る場合に、助成金を支給します。

お問合せ先

宮城労働局職業対策課助成金部門  
Tel 022-299-8063

宮城労働局



宮城労働局HP

次の業種に該当する事業場で働く労働者には、以下の宮城県特定(産業別)最低賃金が適用されます。

宮城県特定(産業別)最低賃金	適用される業種 (業種は日本標準産業分類による。)	適用除外労働者 (この欄に掲げる労働者は、宮城県最低賃金が適用になります。)
鉄鋼業	鉄鋼業(高炉による製鉄業、鋳鉄鋳物製造業(鋳鉄管、可鍛鋳鉄を除く)、可鍛鋳鉄製造業、その他の鉄鋼業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。)又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が鉄鋼業に分類されるものに限る。)	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの※ (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。)	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの※ (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 ア 清掃又は片付けの業務 イ 手作業による包装、袋詰め、箱詰め又は運搬の業務 ウ 手作業による部品の差し、曲げ若しくは切りの業務又は目視による検査の業務 エ 部品の組立て又は加工の業務のうち、手作業により又は手工具若しくは小型電動工具を用いて行う組線、巻線、かしめ、取付け又は穴あけの業務
自動車小売業	自動車小売業(二輪自動車小売業(原動機付自転車を含む)を除く。以下同じ。)、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車小売業に分類されるものに限る。)	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの※ (3) 清掃又は片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者

※技能実習制度における技能実習生は、特定(産業別)最低賃金の適用除外者の一つである「雇入れ後3月又は6月未満の者であって、技能習得中のもの」には該当しません。

## 最低賃金と支払賃金の比較方法

宮城県最低賃金は、県内の事業場で働くすべての労働者(臨時、パートタイマー、アルバイトを含みます。)に適用され、支払われた日給や月給は時給に換算してこの金額を上回る必要があります。

なお、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、賞与等臨時の手当、時間外・休日・深夜手当は最低賃金の計算から除外します。

宮城県最低賃金が適用される事業場で働くAさんの労働条件は、月給143,000円、1日の所定労働時間8時間、年間所定労働日数260日とします。

月給143,000円×12か月

8時間×年間所定労働日数260日

= 825円 > 824円 (宮城県最低賃金)

**最賃クリアー!**

### 【宮城県内の労働基準監督署】

仙台労働基準監督署 TEL 022-299-9075  
石巻労働基準監督署 TEL 0225-22-3365  
古川労働基準監督署 TEL 0229-22-2112

大河原労働基準監督署 TEL 0224-53-2154  
瀬峰労働基準監督署 TEL 0228-38-3131

# 宮城県の最低賃金

宮城県最低賃金	最低賃金額	効力発生日
	時間額	
	824円	1. 10. 1

宮城県最低賃金は県内の事業場で働くすべての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイト等含む。）に適用されます。

次の業種に該当する事業場で働く労働者には、以下の宮城県特定（産業別）最低賃金が適用されます。

宮城県特定（産業別）最低賃金 業種は日本標準産業分類による。	最低賃金額	適用除外労働者 (この欄に掲げる労働者は、上記の宮城県最低賃金が適用になります。)	効力発生日
	時間額		
<b>鉄鋼業</b> 鉄鋼業(高炉による製鉄業、鋳鉄鋳物製造業(鋳鉄管、可鍛鋳鉄を除く)、可鍛鋳鉄製造業、その他の鉄鋼業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。)又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が鉄鋼業に分類されるものに限る。)	898円	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者	30. 12. 20
	923円		1. 12. 15
<b>電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業</b> 電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。)	841円	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃又は片付けの業務 ロ 手作業による包装、袋詰め、箱詰め又は運搬の業務 ハ 手作業による部品の差し、曲げ若しくは切りの業務又は目視による検査の業務 ニ 部品の組立て又は加工の業務のうち、手作業により又は手工具若しくは小型電動工具を用いて行う組線、巻線、かしめ、取付け又は穴あけの業務	30. 12. 20
	862円		1. 12. 15
<b>自動車小売業</b> 自動車小売業(二輪自動車小売業(原動機付自転車を含む)を除く。以下同じ。)、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車小売業に分類されるものに限る。)	865円	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃又は片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者	30. 12. 20
	890円		1. 12. 15

注1 次に掲げる賃金は、最低賃金の計算には含まれません。

(1) 精皆勤手当 (2) 通勤手当 (3) 家族手当 (4) 賞与等 (5) 時間外・休日・深夜手当

注2 日給者・月給者・歩合給者等の賃金については、1時間当たりの賃金額が、最低賃金の時間額を下回ってはいけません。

詳細については、宮城労働局労働基準部賃金室(022-299-8841)又は、最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。

仙台労働基準監督署 022-299-9075

大河原労働基準監督署 0224-53-2154

石巻労働基準監督署 0225-22-3365

瀬峰労働基準監督署 0228-38-3131

古川労働基準監督署 0229-22-2112

## 宮 城 労 働 局

※ この最低賃金表を職場の見やすい場所に掲示して労働者に周知してください。